

保育所等入所案内

★お問い合わせ先★

子育て支援課 (〒028-6198 二戸市福岡字八幡下 11 番地 1 二戸市総合福祉センター 2階)
 電話：0195-23-1325 (内線 336) FAX：0195-22-1188
 市 HP：http://www.city.ninohe.lg.jp/

1 認定こども園・保育所・地域型保育事業について

施設・事業		内容や特徴	対象年齢	利用時間	認定区分	利用できる保護者
認定こども園 ＜幼稚園部門＞		幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	3歳児～5歳児	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により教育時間の前後や夏休みなどの長期休業中の預かり保育等を実施	1号	制限なし
認定こども園 ＜保育所部門＞			0歳児～5歳児			
保育所		就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	0歳児～2歳児	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	2・3号	共働き等のなどにより家庭で保育のできない保護者
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施				
	家庭的保育事業	家庭的な雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を実施				

2 市内の保育施設一覧

＜保育所（公立）＞

施設名	所在地	電話	お問い合わせ先
堀野保育所	二戸市堀野字下夕川原 63	23-3295	子育て支援課
金田一保育所	二戸市金田一字大釜 138	27-3103	
浄法寺保育園	二戸市浄法寺町焼場 85	38-2344	

※入所に関するお問い合わせは子育て支援課まで、見学は各保育所へご連絡ください。

＜認定こども園（私立）＞

施設名	所在地	電話	お問い合わせ先
まつのまるこども園	二戸市福岡字橋場 19	23-5444	直接施設へ
認定こども園ともいき	二戸市福岡字上平 27 二戸市福岡字杉中 1-1	23-2530	
認定こども園 ちゃいんど・スクール	二戸市石切所字柿ノ木平 6-1 二戸市石切所字天神下 9-1 (分園)	25-5333	
岩手保健医療大学附属 認定こども園	二戸市堀野字東側 4-14 二戸市堀野字馬場 40-1 (分園)	23-5338	

＜小規模保育事業（私立）＞

施設名	所在地	電話	お問い合わせ先
メルヘンハウス大清水	二戸市堀野字長瀬 13-23	23-7629	直接施設へ

3 教育・保育給付認定について

保育所等を利用される際は、市から保育の必要性等の認定（「教育・保育給付認定」といいます。）を受ける必要があります。教育・保育給付認定は、お子さんの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分けられ、区分によって利用できる施設や時間が異なります。

（1）教育・保育給付認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	対象となる児童	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園等での教育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 認定こども園(幼稚園部門)
2号認定		あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所 認定こども園(保育部門)
3号認定	満3歳未満			<ul style="list-style-type: none"> 保育所 認定こども園(保育部門) 小規模保育施設

（2）2号認定・3号認定について

2号認定・3号認定（保育認定）には、次の2点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

保護者（父母）が保育を必要とする事由に該当することが必要です。

② 保育の必要量

保育の必要量は、「標準時間（最長11時間）」と「短時間（最長8時間）」のいずれかで認定されます。それぞれの保育必要量に応じて以下の保育時間が設定されます。

通常保育時間及び延長保育時間については、施設によって異なります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

途中で保育の保育時間の認定を変更することはできません。

【利用イメージ】

	7:15	8:15	16:15	18:15	19:15
標準時間	保育時間（7:15～18:15）			延長保育	
短時間	延長保育	保育時間（8:15～16:15）		延長保育	

保育認定基準・保育必要量・認定期間（入所承諾期間）は以下のとおりです。

事由	認定基準		保育必要量	認定期間 (入所承諾期間)
就労	1月あたりの就労時間が48時間以上であること	月100時間以上	標準時間	就労期間中 (最長就学前まで)
		月48時間以上	短時間	
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと		標準時間	出産月を基準として前後2か月
疾病・障害	病気やけが、障害のため保育が困難であること		標準時間	必要な期間
看護・介護	同居または長期入院等している親族の看護・介護していること		標準時間	看護・介護が必要としなくなるまで
災害復旧	災害の復旧にあたっていること		標準時間	必要な期間
育児休業	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		短時間	育児休業取得期間
就学	就学していること（職業訓練校等における職業訓練を含む）	月100時間以上	標準時間	就学期間中
		月48時間以上	短時間	
求職活動	求職活動していること		短時間	入所した日から最大2か月

（3）1号認定について

子どもが満3歳以上で教育を希望する（認定こども園幼稚園部門を利用する）場合は、1号認定を受けることになります。

4 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）は、国、県、二戸市の負担金とともに、保育施設を適切に運営するための経費を賄うものとして、保護者の皆さんに負担していただいているものです。

（１）保育料の算定について

利用者負担額（保育料）は教育・保育給付認定区分、保育必要量、保護者の市町村民税課税額（基本的に保護者（父母）の市町村民税所得割額の合計額）により決定します。なお、施設によって保育料の他に別途経費がかかる場合があります。

※保育料の算定に用いる市町村民税課税額は、控除等の適用を受ける前の「均等割額・所得割額」です。

４月～８月分は前年度の市町村民税課税額、９月～３月分は今年度の市町村民税課税額によって算定します。そのため、９月以降に保育料の額が変更となる場合があります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育料	令和３年度市町村民税所得割額による算定					令和４年度市町村民税所得割額による算定						
課税年度												

※公立・私立、市内・市外保育施設を問わず二戸市民は同じ算定方法で決定されますので、施設によって保育料が変更になることはありません。

（２）税資料の提出について

基本的には税資料の提出は不要です。

他市町村から二戸市に転入した場合は、次の書類が必要です。

〈転入日が令和３年１月２日以降〉

令和３年１月１日現在の住所地市町村で発行する「令和３年度所得課税証明書」（写しも可です）

〈転入日が令和４年１月２日以降〉

上記の「令和３年度所得課税証明書」及び令和４年１月１日現在の住所地市町村で発行する「令和４年度所得課税証明書」（写しも可です）

※令和４年９月以降に入所希望の方は、上記の「令和４年度所得課税証明書」のみ必要です。

※教育・保育給付認定申請書に父母の個人番号が記入されている場合、所得課税証明書の提出を省略することもできます。（ただし、場合によっては提出を求める場合があります。）

※所得税や市（町村）民税の修正申告をした場合は保育料が変更になることがありますので、その修正申告書等の控えを子育て支援課に提出してください。保育料が変更となる場合、提出した月の翌月分の保育料から適用となります。

（３）保育料の納付について

〈公立保育所（市内）及び私立保育所（市外）に入所された方〉

- ・保育料の納付先 … 二戸市
- ・保育料の納期限 … 各月末日（末日が金融機関の閉行日の場合は翌開行日）
- ・保育料の納入方法 … 納入通知書又は口座振替

【口座振替の手続き方法】

○納入通知書に同封される又は、市内金融機関窓口にある「二戸市市税等口座振替依頼書」をご記入のうえ、市内各金融機関に提出してください。

※すでに保育施設を入所しているお子さんがおり口座振替をご利用されている場合は、新規に入園するお子さんの保育料は、自動的に同一の口座から振替となります。

〈認定こども園・小規模保育施設（市内・市外）に入所された方〉

- ・保育料の納付先 … 各施設
- ・保育料の納期限 … 各施設に確認してください。

＜公立保育所(市外)に入所された方＞

- ・保育料の納付先 … 施設所在地の市町村
- ・保育料の納期限 … 施設所在地の市町村に確認してください。

※ 毎月1日現在保育施設に在籍している方は、利用日数に関わらず1か月分の該当月分の保育料をお支払いいただきます。

(4) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園や保育所等を利用する3歳児～5歳児クラスの子どもに係る保育料は無償となります。(年度途中で3歳に到達しても2歳児クラスの年度は保育料がかかります。)

(5) その他

公立保育所及び私立保育所に入所し保育料を滞納した場合は、児童手当からの保険料特別徴収や不動産・給与・銀行預金等の財産調査を実施し、差押処分をすることがあります。保育料の支払いが困難なときは納付方法についてご相談ください。

5 保育の実施について

(1) 保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学までの保育の必要性があると認められた期間です。保育の必要性が認められない場合は、期間の途中でも退所となります。

毎年度ごとに継続して入所可能か審査するため、継続入所の手続きが必要です。

(2) 保育時間

各施設で定められた時間の範囲内で、保育の必要性に応じて保育します。

就労時間等の都合により延長保育を希望する場合は、入所した施設に直接申込を行ってください。ただし、別途延長保育料がかかります。

(3) ならし保育

集団生活や新しい環境にお子さんがなじめるように、短い保育時間から徐々に通常保育時間にする「ならし保育」を行います。ならし保育の実施期間は、児童や施設によって異なります。(おおむね2週間～4週間です。)この期間は早めのお迎えが必要となります。なお、ならし保育期間も通常の保育料がかかります。

6 入所申込手続きについて

(1) 申込書類の配布場所

子育て支援課（二戸市総合福祉センター2階）または各施設

(2) 申込受付場所

<公立保育所または広域入所の場合> 子育て支援課まで申し込みください。

<認定こども園または小規模保育施設の場合> 各施設まで申し込みください。

(3) 申込日程について

4月の入所申込は子育て支援課までお問い合わせください。

5月以降の入所申込は、入所希望月の前月15日までに申し込みください。

(4) 申込に必要な書類

① 全世帯

○保育所入所申込書（お子さん1人につき1部）

○施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（保育の必要性認定申請書）
（お子さん1人につき1部）

○保育を必要とすることを確認する書類（父母それぞれの書類）

認定を受けようとする「保育の必要な事由」に提出書類が異なります。

※65歳未満の祖父母が同居の場合は、祖父母の証明書も必要です。

事由	提出書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	母子手帳の写し （表紙、出産（予定）日が確認できるページ）
疾病	診断書
障害	診断書 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者年金証書のいずれかの写しでも可）
看護・介護	介護（看護）申告書 （看護または介護を受けている者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者年金証書のいずれかの写しでも可）
災害復旧	罹災証明書等
育児休業	就労証明書
就学	在学証明書等
求職活動	保護者求職状況確認書 ※入所後、就労など他の事由になるまで、定期的に確認書を提出してください。

○就労等の状況申告書（1世帯につき1部）

○健康状態等調査票（お子さん1人につき1部）

○確約書 ※公立保育所や市外の私立保育所に入所申込する方のみ

② 該当者のみ

ひとり親世帯	・届出書 ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療費受給者証のコピー
虐待やDVの恐れがある	・虐待やDVの事実が確認できるもの（DV証明書の写し等）
同居する親族に障害者等がいる	・届出書 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者年金証書のコピー
入所する子どもが	・入所児童の第3子である申立書

第3子以降である	
その他	・各園で必要とする書類

(5) 広域入所について

保育施設の申込は、基本的に入所希望月の1日時点で住所がある市町村で行うことになります。他市町村の保育施設の入所を希望する場合は、あらかじめ施設のある市町村の受付期間を確認のうえ、期間に余裕をもって子育て支援課にお申し込みください。

また、現在市内の保育施設を入所している方で、他市町村へ転出し転出後も継続して入所する場合は、転出先の市町村で広域入所の申込みが必要です。

7 入所後の手続きについて

住所、家庭状況、就労状況等に変更があった場合には、各施設または子育て支援課に速やかに届け出てください。支給認定内容等は、届け出のあった月の翌月から変更になります。

変更内容		必要な書類
住所 変更	市内で住所変更した	届出書
	市外に転出する	※転出後も市内の保育所等に継続して入所したい場合は、子育て支援課や施設にご相談ください。
家庭状況の 変更	保護者が別居した（離婚・離婚調停中）	届出書及び離婚調停中であることが確認できる書類
	保護者が結婚した（事実婚を含む）	届出書及び配偶者の保育を必要とすることを証明する書類
	祖父母等と同居、別居した	届出書
保育を 必要とする 事由の変更	就労、転職、就労状況の変更	就労証明書
	育児休業が終了し職場復帰する	就労証明書
	妊娠した	母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日が確認できるページ）
	就学した	在学証明書等の就学していることが確認できる書類
	退職し求職中となった	届出書及び求職活動状況申告書
	雇用期間が更新された	就労証明書（雇用期間更新後のもの）
その他	転園したい	新規入所申込みが必要となります。（入所している施設には届出書（退園届）の提出が必要となります。）
	退園したい	届出書（退園届）
	休園したい	届出書（休園届）
	市町村民税課税額の変更があった	申告書のコピーまたは変更後の課税額が確認できる書類
	その他家庭の状況に変更があったとき	変更内容が確認できる書類

※届出書や就労証明書の用紙は、各施設及び子育て支援課窓口にあります。

※事実と違う内容の届出をしたことが判明した場合には、保育の実施を解除（退所）する場合があります。